



# 意匠周辺施策の総括

## 特技懇編集委員会

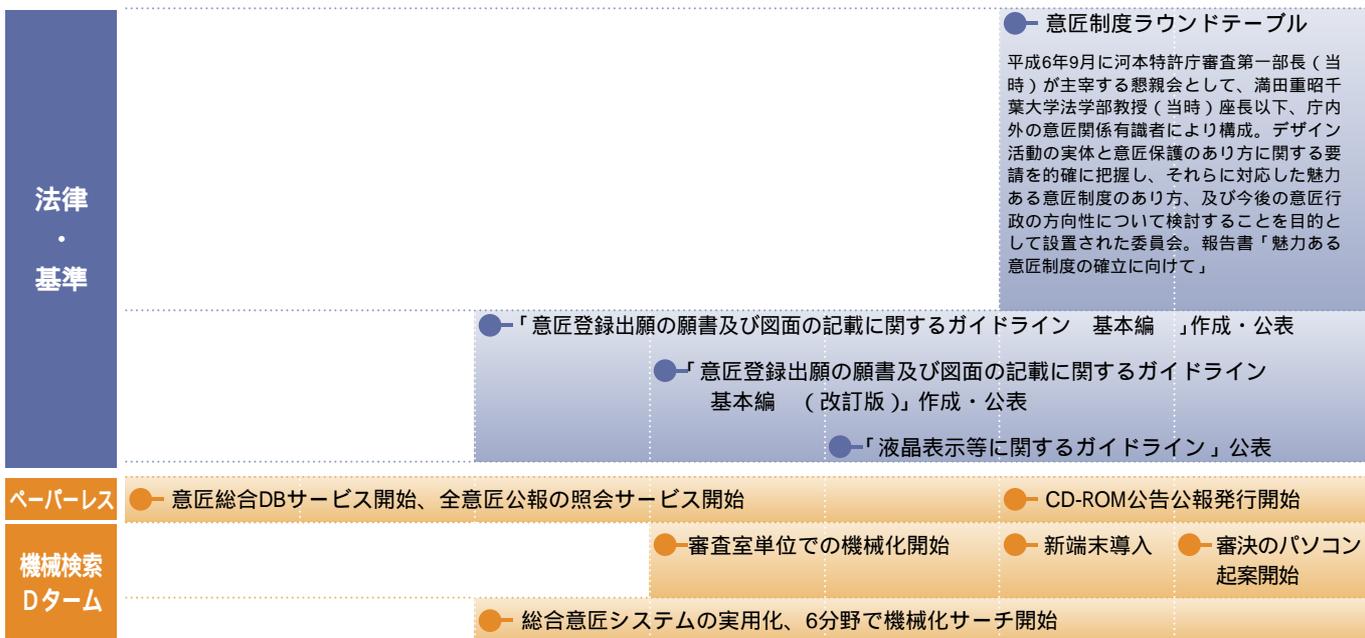
### はじめに

意匠制度・意匠行政は平成元年に施行100周年を迎えたが、その後も約40年ぶりの意匠法改正（平成11年施行改正意匠法）をはじめ、審査の早期化、審査周辺システムの機械化、電子出願の導入、国際化への対応等、様々な施策によって大きく変化し、また知財環境へも変化をもたらしてきた。

意匠を取り巻くこの約15年間の特許庁施策を振り返るにあたり、「法律・基準」「ペーパーレス・機械化」「審査・審判」「国際関係」の4つのカテゴリで総括を作成し、合わせて年表を付して、変化を捉える材料としたい。

### 法律・基準

昭和34年意匠法制定以降、我が国のデザイン開発は大きくレベルアップする一方、デザイン開発の多様化、精巧な模倣品の増加等、従来の意匠制度では対応できない場合があった。こうした社会情勢の変化を受けて、現代のデザイン開発の実態に即応した法的保護を実現するため、昭和63年に特許庁内に意匠制度検討委員会、平成6年9月に意匠制度ラウンドテーブル、平成8年10月に社団法人日本デザイン保護協会（JDP）内に意匠制度検討特別委員会、平成9年4月に工業所有権審議会法制部会意匠小委員会を設置し、検討を重ねた。平成9年12



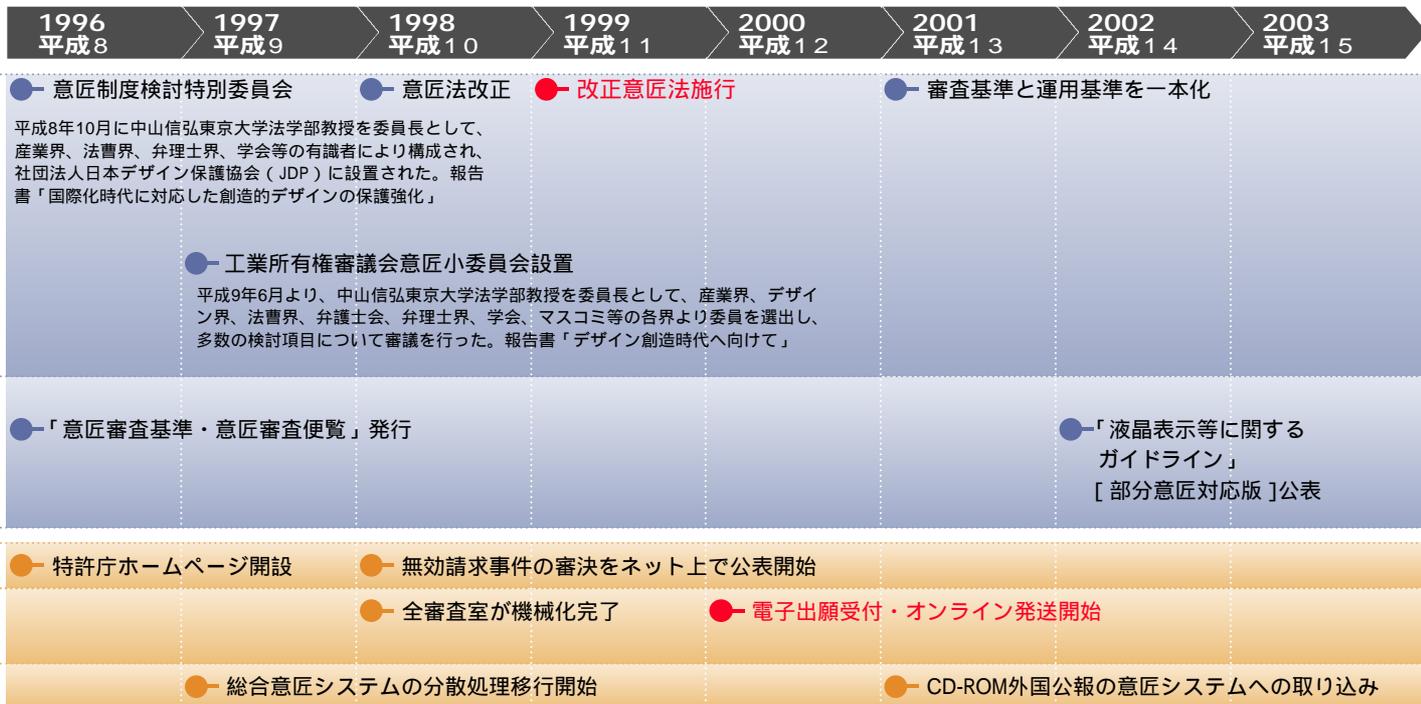
月に工業所有権審議会総会において答申「意匠制度の見直しについて」が発表されると、創造的デザインの保護（広く強い権利）の実現、国際化時代への対応、利用者の使いやすさの向上、早期保護等ができる制度が求められ、意匠制度を法制度・運用の両面から総合的かつ抜本的に見直す必要があるとの結論を得た。以上の経緯を経て平成10年5月に意匠法が改正され、平成11年1月1日に施行された。

改正意匠法の主な特徴は、意匠登録の要件に関するものとして「創作容易性水準の引き上げ」、「部分意匠等の保護導入」、「類似意匠制度の廃止と関連意匠制度の創設」等があげられ、さらに意匠の表現方法の多様化に関するものとして、「願書・図面記載要件の多様化、簡素化」、「特徴記載制度の導入」等があげられる。この改正意匠法の普及に際しては、意匠審査基準及び意匠審査便覧の再編・公表、オンライン出願のガイドライン改訂等を行い、周知を図っている。また、未保護領域への対応としては、物品を離れた画像デザインの保護ニーズや諸外国の状況等を調査検討するとともに、平成14年2月に「液晶表示等に関するガイドライン」〔部分意匠対応版〕を公表し、現行意匠法における機器の液晶等表示部に表示される図形等の取り扱いについて説明している。

## ペーパーレス・機械化

意匠ペーパーレス計画は「審査実務効率の向上」、「審査資料の増大に対応する資料整備負担の軽減と資料保管スペースの削減」、「特許庁内外の意匠登録出願の事務効率の効率化」、「意匠情報サービスの充実」の4つを柱とした昭和59年度の基本計画策定以来、平成12年の意匠電子出願サービスの開始を節目に、現在も進められている。

具体的には意匠検索システムと意匠ペーパーレスシステムの構築があげられるが、意匠検索システムは資料の電子データ化、検索ソフト・ハードの構築、検索用記号の作成等によって効率的な審査をはかるものであって、平成10年度以降、全審査室で稼働している。また、意匠ペーパーレスシステムは出願から登録、公報発行までの一貫した業務処理のペーパーレス化をはかるものであり、平成3年の総合意匠システムの実用化開始より、平成12年の意匠電子出願の開始など、現在も開発が進められている。



## 審査・審判

意匠の早期保護の要請に対処するために、瑕疵のない意匠登録出願の全件につき1年以内に設定登録をすることを目標とする「意匠登録一年化計画（DR1計画）」を策定し、平成2年から実行した。DR1計画は平成14年度末でほぼ達成され、現在ではDR1の安定的運用を図っているところである。DR1計画は、「審査人員の増強」「審査事務処理の効率化」「民間能力の一層の活用」「出願人側的確な対応」を盛り込むべき施策としたが、具体的には「調査員の増員」「出願ガイドラインの作成」「2サイクル審査の導入」「民間能力（（社）日本デザイン保護協会）の活用」「審査基準、審査便覧等の整備」「早期審査・審理の実施」「FA12」「SA早期化」「難件処理委員会の設置」等の施策があげられる。

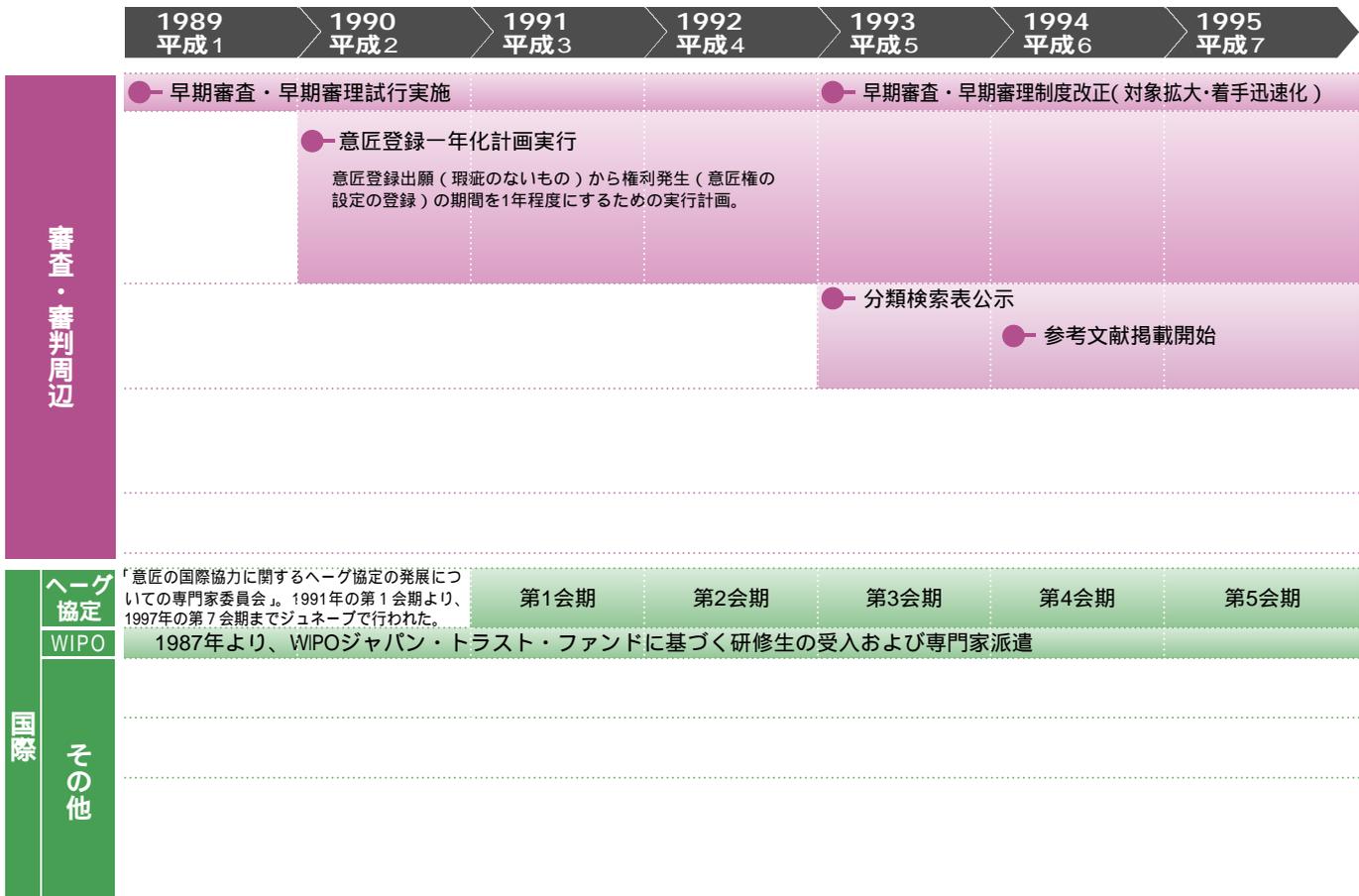
また、主に対外的な審査周辺施策として、「分類表の

改正・意匠分類検索表の作成」「参考文献の掲載」「意匠マップの作成・公表」などが行われており、一方、制度を広く理解してもらうために「産業財産権標準テキスト・意匠編」発行や意匠制度紹介ビデオの制作等も行っている。

## 国際関係

国際化への対応としては、ヘーグ協定新アクトへの取り組みと、途上国協力への取り組みがある。

ヘーグ協定（1960年）は国際的な意匠の保護に関し現在唯一機能している国際協定であるが、我が国をはじめとする実体審査を行う国の加盟は進んでいない。そこで実体審査国の加盟を促進して広域化を図ることを目的とした、WIPOによる新アクト草案起草の作業が開始された。1991年以降7回の専門家委員会開催後、ヘーグ



協定ジュネーブアクト採択のための外交会議が1999年に開催され、我が国もその会議に参加した。

途上国協力としては、「途上国関連研修生受入」と「途上国関連専門家派遣」を行っており、JICAを通じたコース研修、セミナー開催による研修協力、WIPOジャパン・トラスト・ファンドによる研修生受入協力、(財)海外技術者研修協会を通じた(社)発明協会による民間工業所有権関係者への研修に対する協力等を継続している。専門家派遣では途上国の要請によって、意匠審査官の短期派遣が行われ、派遣先はマレーシア、タイ、ベトナム、モンゴル、インドネシア等である。

### 寄稿の紹介

今号の特集の意匠周辺施策について、弁理士の吉田親司氏からご寄稿をいただいた。意匠法改正をはじめとす

る我が国の意匠制度の変化とその影響を、国際的な比較を交えて伝えていただき、また意匠制度の将来についても述べていただいた。意匠制度の今後のあり方を考える際にも是非参考にさせていただきたい。

デザインはその時代時代のライフスタイルを目に見える形で反映し、それゆえ保護や活用のあるべき姿も関連産業と共に変化するものである。近年の、モノと情報の急速なグローバル化の中で、デザイン行政・意匠制度がどのように対応してきたのかを概観し、この特集が意匠制度のあるべき姿を模索する一助となれば幸いである。

<参考資料>

特許庁発行「意匠制度この10年の歩み」平成11年2月  
(担当 加藤 綾子)

